

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和4年2月17日

全国健康保険協会三重支部
支 部 長 内 藤 誠

1. 企画競争に付する事項

被保険者に対する特定保健指導継続的支援業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16号第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)及びその他関係法令を遵守し、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)」に沿って特定保健指導を実施すること。また情報通信技術を活用して実施する特定保健指導を実施する場合は、「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について(令和3年2月1日健発0201第11号、保発0201第6号)」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」に則って実施できること。また「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)」に則って対象者に対して適切に受診勧奨ができること。
- (3) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令に基づき実施すること。
- (4) 特定保健指導の結果について、全国健康保険協会が指定する仕様に従い、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、当該データを電子媒体に収録して提出すること。
- (5) 保健指導機関番号を取得していること。
- (6) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に規定する次の事項に該当する者は、企画競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者
- ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (8) 平成31・32・33（令和01・02・03）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（広告・宣伝、調査・研究、情報処理、その他のいずれか1種類以上）」のA、B、C又はD等級以上に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- (9) 競争参加者は次の資格を有すること。
- ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - ② 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (10) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (11) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (12) 過去3年間において、当該案件と同規模以上の委託業務を請け負った実績を有すること。
- (13) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかを取得している、もしくはそれに準ずる内容を業者独自の規約等で定めていること。

3. 契約候補者の選定

「被保険者に対する特定保健指導業務委託についての企画競争説明書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、業務の目的にもっとも合致し、かつ最も評価の高

い企画書等を提出した一者を契約候補者とする。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月17日(木)から令和4年3月9日(水)の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 三重県津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 担当：吉居
TEL：059-225-3317 FAX：059-225-3366

6. 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(任意様式)にて受け付ける。

- (1) 受付先 三重県津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 保健グループ 担当：横井
TEL：059-225-3315 FAX：059-225-3366
- (2) 受付期限 令和4年3月4日(金)午前11時まで
- (3) 回答 令和4年3月9日(水)午後5時までに回答する。

7. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年3月11日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 上記6(1)
- (3) 提出方法 直接提出(持参)または郵送とする。ただし、郵送の場合は、上記7.(1)に必着とする。

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9. その他

詳細は、「被保険者に対する特定保健指導継続的支援業務委託についての企画競争説明書」による。

【本件担当、連絡先】

〒514-1195

三重県津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル 全国健康保険協会三重支部
(企画競争説明書の内容に関する事) 保健グループ 担当：横井

電話 059-225-3315(直通) FAX 059-225-3366

(企画競争説明書の交付、資格に関する事) 企画総務グループ 担当：吉居

電話 059-225-3317(直通) FAX 059-225-3366